

## 「百章」試訳 (1)

中 村 喜 和

まえおき

一五五一年の初め、モスクワで宗教会議が開かれた。のちに雷帝と呼ばれるイワン四世が二十一歳の年である。

イワンは一五四九年には「選拔者会議」を組織して政治権力の掌握をはかるとともに、諸身分の代表を最初の「全ゼム国会スキイツボール議」に召集し、一五五〇年には九十九個条からなる新法典を制定した。それからほどなく開催された宗教会議が清新の意気に燃える若いツァーリによる国政改革の一環をなすものであったことは言うまでもない。

一五五一年の宗教会議が教会制度の改革、儀式の統一、聖俗両界の風紀の刷新などを大きな目的としていたことは、今に伝わる本文の内容から明らかである。しかし、ツァーリとその側近の側にはもともと教会所領、すなわち主教庁や富裕な修道院に属する広大な領地を「世俗化」しようとするもくろみがあり、会議の過程でその意図は教会側の抵

抗に出会ったがために実現しなかった、とも考えられている。本文で見られるように、あたかも聖職者の義務を強調する代償として、教会の土地所有や主教による裁判の権利が確認される結果に終わっているからである。

この宗教会議のいわば議事録にあたる記録はほぼ百章(正確には百一章)からなっている。このため十六世紀の末以来、一般にこの文書を単に「百章」<sup>ヘンチャ</sup>、またこの会議そのものを「百章会議」と呼び慣わしている。「百章」の中には教会や聖職者にかかわる事柄だけではなく、この時期のロシア社会の仕組み、民衆生活の諸相を如実に示すような記述も随所に含まれている。

「百章」には百点をほかに超す写本が残されており、各写本のあいだには少なからぬ異同がある<sup>(1)</sup>。そのうち現在までに刊行されたものは次のとおりである。

- (1) И. А. Стоглав. *Собор бывший в Москве при Великом Государе Царе и Великом Князе Иване Васильевиче (в лето 7059)*. London, 1860.
- (2) И. М. Доброгворский, *Стоглав*. Казань, 1862. (2-е Изд. 1887, 3-е Изд. 1911)
- (3) *Стоглав*. Издание Д. Е. Кожанчикова, СПб., 1863. (Репринт, 1971)
- (4) Н. И. Сувботин, *Стоглав*. М. 1890.
- (5) *Макаревский Стоглавник*. Труды Новгородской Губернской Ученой Архивной Комиссии. Вып. 1. Новгород, 1912.
- (6) *Стоглав 1-м тиснением*. (Факсимильное воспроизведение), М., 1913.
- (7) А. Д. Горский, Стоглав, в кн.: *Российское законодательство X-XV вв.* Том 2, Законодательство периода образования и укрепления Русского централизованного государства. М., 1985, стр. 253-379.

右のテキストのうち最もすぐれているのは(2)のいわゆるカザン版とされている。一九二〇年に出たフランス語訳はこの版にもとづいている。われわれとしても「百章」の邦訳にあたって最初に依拠したのはこのカザン版であった。しかしわれわれの手もとにあったのはモスクワのレーニン図書館で撮影されたフィルム複写であり、きわめて判読しにくいものであった。やっと八〇年代半ばになって、「ロシア法大全」シリーズの第二巻で(7)が出版されたので、それを入手してからは全面的にそのテキストを底本とすることにした。しかし実はこの(7)にしても何らかの独自の写本にもとづいてあらたな校訂を加えたものではなく、カザン版のテキストに句読点をふやしたほかは全く機械的な復刻にすぎず、オリジナルにない誤植もきわめて多い。そのため、やむを得ず(7)を底本として用いつつも、他の諸刊本を参照せざるを得ない場合も一、二にとどまらなかった。

「百章」の言語はいちじるしく難解である。フランス語訳は少なからず参考になったが、首をかしげさせられることも幾度かあった。われわれの翻訳を試訳と名づけたのは、これを踏み台として将来完全な邦訳があらわれることを期待するからである。

「百章」試訳の企てには中村のほか次の諸氏が参加している。香取潤、黒田竜之助、小島基次、田辺三千広、豊川浩一、中沢敦夫、坂内徳明、松木栄三、諸星和夫。しかし本稿に関するかぎり、訳文の最終的な決定に関しては中村が責任を負っている。

(1) 「百章」のテキストに関する文献学的研究で最も注目に値するものは次の二点である。

Д. Стефанович, *О Стигдалев. Его происхождении, редакции и составе. К истории памятников древнерусского церковного права*. СПб., 1909.

J. E. Kollman, Jr. *The Moscow Slavic ("Nimfyra Clafers?"). Church Council of 1551. A dissertation submitted for*

PhD in the University of Michigan, 1978.

(2) E. Duchesne, *Le Soglav, ou les Cent Chapitres. Recueil des décisions de l'assemblée ecclésiastique de Moscou, 1551.*  
Traduction, avec introduction et commentaire. Paris, 1920.

右のフランス語訳はかなり詳細な脚注を含み、ロシア語テキストの文意の理解のみならず、引用文の出典を知る上でも、大いにわれわれの助けとなった。

#### 追記

初校の作業中、ソビエトの著名な教会法史家であるヤロスラフ・シチャールポフ氏の紹介により、モスクワの「百章」研究者エレーナ・エムチェンコ女史と連絡をとることができた。女史からの私信によると、今までの調査によって、十六―十九世紀につくられたこの文献の写本はほぼ二百点にのぼることが判明したという。

七〇五九年二月二十三日<sup>(1)</sup>

第一章

教会のさまざまなききたりをめぐる、ここにあげる多くの質問と回答は、帝都モスクワのツァーリ宮殿において、敬虔なる正教徒にして神により王冠を戴くツァーリ、全ルーシの君主にして大公、専制君主たるイワン・ワシーリエヴィチにより、ツァーリの師父にして全ルーシの府主教マカリーイならびに聖なる教会会議全体に対し、ツァーリ治世の第十八年、その誕生より二十一年目、ツァーリの師父にして全ルーシの府主教たるマカリーイが府主教座に就いて九年目の年になされたものである。しかししてルーシ府主教区の大主教ならびに主教たちで聖なる教会会議に出席した者は、大ノヴゴロドとアスコフの大主教フェオドーシイ、ロストフとヤロスラヴリの大主教ニカンドル、スーズダリとタルーサの主教トリフォン、<sup>(6)</sup>スモレンスクとブリャンスクの主教グーリイ、リャザンとムーロムの主教カシアン、<sup>(8)</sup>トヴェーリとカシンの主教アカーキイ、<sup>(9)</sup>コロムナとカシーラの主教フェオドーシイ、<sup>(10)</sup>サライとドン地区の主教サーヴァ、<sup>(11)</sup>ペルミとヴォログダの主教キプリアン<sup>(12)</sup>であり、その他もろもろの掌院や典院たちである。聖なる教会会議が審議したのは、多くのさまざまな教会のしきたりおよび改革について、ハレルヤ三唱について、修道院のしきたりについて、世上一般の背教的生活について、酩酊をもよおす飲み物について、その他の聖なるしきたり、ならびに教会裁判についてである。しかししてこれ以後、主教たちは自分の子供や縁者を手元に置かぬこと、同じくすべての共住修道院および独居修道院の掌院や典院たちも自分の子供や縁者を自分の修道院内に置かぬこと、その他の聖なるしきたりに

ついでに聖使徒や聖教父たちの聖伝、聖なる規則と規定を守ってこれを一切変更しないこと、妻を亡くした司祭および輔祭については、前回の教会会議の決定、キエフと全ルーシの府主教にして新たな奇蹟成就者として聖者の列に加えられた我らが師父ビョートルの教えと指示、キエフと全ルーシの府主教たりし聖なる尊師フォーチイの書簡、また前回の教会会議に出席せるヴォロコラムスクの典院ヨシフ師の手による聖なる使徒や教父たちの規則からの抜粋や書簡により、彼ら、すなわち妻を亡くした司祭および輔祭は世俗で生活している限り勤行をなし得ないこと、などが決定された。

しかしてこれらすべてのことに関するこの会議の序は以下のごとくである。

- (1) 現行の暦では一五五一年にあたる。これが教会会議の開始の日付か、それとも百章規則集編纂を始めた日付であるのかについては、研究者の意見が一致していない。会議とその議事録の編集が同時に並行して行なわれたとする説もある。
- (2) 雷帝の名で知られるイワン四世(一五三〇—一五八四)。一五三三年にモスクワ大公に即位した。
- (3) ノヴゴロド大主教を経て一五四二年に府主教になる。(一四八一あるいは八二年—一五六三年) ヨシフ派(注(15)参照)の代表者のひとり。
- (4) ノヴゴロドとアスコフの大主教に一五四二年就任。
- (5) 一五四九年に現職に就任。
- (6) 一五四九年に就任。
- (7) 一五四三年に就任。
- (8) 一五四八年に就任。他の高僧たちがほとんどヨシフ派に属していたのに対し、ニル・ソルスキイの流れをくむ清廉派(ネスタチャーチェリ)に属した。
- (9) 一五二二年以降トヴェーリ主教。

- (10) 一五四二年に就任。  
(11) 一五四四年に就任。  
(12) 一五四七年に就任。リヤザン主教カシアンと同じように清廉派とも言われるが、その生涯について詳しくは知られていない。  
(13) 一三〇八年に全ルーシの府主教となる。府主教座をウラジミールからモスクワに移し、ウスペンスキイ本山教会の礎石を置いた。一三二六年没。  
(14) ギリシャ名はフォチオス。府主教在位は一四〇八一—一四三一年。  
(15) 俗名はイワン・サーニン(一四三九あるいは四〇年—一五一年)。モスクワに近いヴォロコラムスクに修道院を創立し、その院長となる。修道院の大土地所有を擁護するとともに、大公権の神聖性を主張して、ロシア的専制のイデオロギー的支柱となったとされる。

## 第二章 序について

慈愛に富み憐み深く、目に見えまた目に見えざるすべての被造物の類いなき創造主にして人の命とその救済の偉大なる配慮者たる神は、そのすべての被造物の中に、天空の太陽や月や星々にも、はたまた地上と海中の鳥や野獣や家畜や魚や地を這うものたちにも、すべてのものの中に、神への奉仕となりまた人の教えともなるべき自然の掟を定め給うた。人が良き掟をまねることに慣れ、悪しき恥ずべき掟を斥け、常にそれを厭わしきものと考えることに慣れさせるためである。今は他の被造物についてはしばらく措き、太陽についてある賢者が記したことを少しく述べてみよう。明け方、光をもたらず太陽がいと美しくあらわれると、闇は追い払われ、月は色あせ、夜は消えうせる。それ

は昼を明るくし、大氣を光らせ、空を澄みわたらせ、地を肥やし、海を輝かせる。もはや、天空に星々を見ることはできず、ただ太陽だけが全宇宙をその光もて照らしだす。もし感覚でとらえられる太陽にこれほど照らす力があるとしても、理性の太陽はそれよりどれほどまさっていることだろう。この感覚の太陽が感覚でとらえられる場所を照らし、地の湿りを乾かすならば、理性の太陽は我らにあらわれて二倍も心の中に働きかけ、湿って不潔な情欲を乾かし、心を清め、魂の理性の素地に養分を与えている。こうして善き行ないの園が育くまれ少しづつ成長するのである。感覚の太陽は目に見えることも見えぬこともあるが、理性の太陽はそれにふさわしい人には見えるし、それを見つめる者のみならずすべての者を見まもっている。感覚の太陽は語りかけることがなく、たれかに語らせることもないが、理性の太陽はその愛する者たちに語りかけ、すべての者に語る力と見る力を与える。なぜなら、聖書に記されているごとく、この太陽とはまさに神だからである。すべての者を広くその恩寵の光で照らし、信ずる者たちの心に理性の光をあて、そして感覚の目に光を与えている。それゆえに主は言われる。「われは世の光なり、われは光として世に來たり、われなくして汝らは何ごともしあたわらず」と。神の恩寵の光により、神を愛するすべての魂は蠟のように軟らかくなる。そして神にも似た理性ある姿と徴を受けいれ、魂は神の住居となるのである。

この正義の太陽たる、われらの神キリスト、慈愛に満ちたわれらの主が言葉に尽くせぬ運命により、その輝く暁の光をもつて照らし、信仰深きツァーリにして全ルーシの大公であり専制君主たるイワン・ワシーリエヴィチの心に賢明に身を処して善き行ないをする考えを吹きこんだのである。「すべての善き賜物、すべての全き賜物は上から、光の源たる父から降るなり」云々。あくまで和を重んずる強力な専制君主、いとも柔和なツァーリたるイワンは、深い理性と英知に恵まれ、完全なる信仰のうちに帝國を統治しつつ、聖靈の恩寵の光によって輝いて、地方行政の整備のみならずさまざまな教会の改革について心の内に激しい情熱を抱き、強い希望を持たれたのである。かくて自らの師

父にして全ルーシの府主教たるマカーリイ殿下に告げて、直ちに神の下僕たちの會議を招集するよう命ぜられた。しかしして府主教は言葉と行ないをもつてツァーリに従い、すべては習慣どおり、ツァーリの命令どおりに運ばれた。そしてルーシ全土の主教たちはこれを聞いたとき、えも言われぬ喜びに包まれ、かくも敬虔なるツァーリの姿と言葉に接する仕合せに浴すべく、手段を尽くし心よりの努力を傾けて勇み立ったのである。そして軽き翼をもって天駆ける鷲のごとく、彼らはたちまちその望みをとげた。彼らがすべて集まって来ると、唯一の帝都モスクワはみなを迎え入れた。彼らのひとりひとりがキリストを愛する正教徒たるツァーリに挨拶し、祝福を与えた。教会の改革と正教の信仰をうち固めるべく神が促し給うた師父たちの到来により、神に守られた都の全体が輝きを帯びたのは、奇蹟のような光景であった。ツァーリが玉座に着かれると深い沈黙がおとずれ、すべての者の視線がツァーリに注がれた。信仰深きツァーリにして全ルーシの大公たる専制君主イワン・ワシーリエヴィチは周囲の師父たちの顔を見渡して、彼らの来訪をいたく喜ばれ、この者たちに敬意を表された。師父たちはすべて一致して和を追い求め、靈的な事柄について心を合わせて語り合おうとしていたからである。信仰深きツァーリはすぐに玉座から立ち上がって主教たちの集まりの中に立ち、明るい眼差しと喜びの面持ちをもつて一同を見渡し、會議の出席者たちにむかって次のごとく述べられた。

「わが師父たちよ、余はこう願いたい。もし余が汝らの祝福を得たのであれば、汝らが実の息子を愛するごとく余を愛してほしい。しかしして我らが正教の信仰について、神の聖なる教会の安寧について、はたまた我らの信仰篤き國家について、正教のキリスト教團全体の組織について、心を一にして眞の信仰に導く言葉を惜しみなく述べられよ。生命を創り出す、神聖にしたがいに分ちがたき三位一体たる父と子と聖靈の栄光のため、また同じく我らの敬虔なる信仰と教会の掟への讚美と栄光のため、余もまた信仰の守り手として汝らとともに尽くすことを切に願ひ、歎び、

心を一にするものである。しかして今後、一切の不和を遠ざけ、我らのあいだにつねに和合と一致が保たれることを望んでやまない。」そしてこの外にも多くのことを述べられた。

- (1) 具体的にだれをさすかは不明である。
- (2) ヨハネ伝 八―一二、二二―四六、一五―一五。
- (3) ヤコブ書 一一―一七。

### 第三章

また同会議の場にツァーリ陛下は、靈妙なる教訓と魂に役立つ懺悔を含み、心して聴く者には裨益すること多大なる自筆の書簡を寄せられた。その内容は次のごとくである。

「同体にして分かちがたく生命の根源たる三位一体への我らが汚れなき真の信仰のために、余は汝らの父親のごとき愛にむけてこの書簡を提示するものである。我らに対し、始めなき時よりのひとり子にして我らが主イエス・キリストを降し給える全能の神たる父の恩顧と慈愛とにより、至聖にして万物を創り生命を与える聖靈の助力と働きにより、正教徒の希望でありいとも清く至福にして永遠の乙女たる我らが聖母マリヤの助けにより、生命をもたらす汚れなき十字架の力により、聖なる神の御使いミハイルとガヴリエルその他の肉体なき天軍の仲介により、さらにまた仲立として尊き栄光の預言者にして前驅の洗礼者たるヨハネや、神の子と福音の証人にしてあまねく栄光を受くべき聖なる使徒たち、キリストへの愛と信仰のために自らの命を惜しまず荊の冠いばしによって飾られたる偉大なる聖殉教者たち、さらに聖職者や主教たちの中では、奇蹟成就者として誉れ高き偉大なる聖者ニコラウス(1)、亞使徒たる聖なる最初のキ

リスト教徒皇帝コンスタンチノスと<sup>(2)</sup>その母でキリストに帰依したヘレナ、そして信仰のために尽力したすべての敬虔な正教徒の皇帝と妃たち、われらが偉大なるルーシの地で輝かしい奇蹟を成しとげた聖なる奇蹟成就者としては、府主教猊下のビョートル、アレクセイ、イオナ、<sup>(3)</sup>またロストフの主教で奇蹟成就者のレオンチイ、<sup>(4)</sup>聖なる洗礼により全ルーシの地に光を与えた巫使徒であり、ツァーリにして大公たるウラジーミル<sup>(5)</sup>及びその祖母でルーシでの信仰の先駆者である至福なる大公妃オリガ、<sup>(6)</sup>ウラジーミルの息子でルーシの信仰篤き公にして殉教者であるポリスとグレーブの二人の兄弟、<sup>(8)</sup>およびウラジーミルの一族で正教の信仰に生き神に愛されたその他の人々、また神宿す我らが導師たち、ベチェルスキー修道院のアントーニイとフェオドーシイ、<sup>(9)</sup>偉大なるセルギイ、<sup>(10)</sup>ノヴゴロドのワルラーム、<sup>(11)</sup>ペロゼルスクのキリール、<sup>(13)</sup>ベレヤスラヴリのニキータ、<sup>(14)</sup>ボロフスクのパフヌーチイ、<sup>(15)</sup>ブリルーツキイのドミートリイ、<sup>(16)</sup>ならびにすべての殉教者、導師、キリストのための佯狂者、<sup>(17)</sup>善き行ないによって輝き偉大な奇蹟により神の栄光に照らされたすべてのツァーリと公と貴族の家族やすべての正教徒たち、神により与えられ我らの祖父より伝えられたるロシア帝国の偉大なる新しき奇蹟成就者たち、および昔より神に愛されたるすべての聖者たち。これらの人々の聖なる祈りに望みをかけつつ、神の下僕や神の遣わされたる者からではなく、創造主自身より出でたる我らが真のキリスト教信仰の古き聖伝<sup>(18)</sup>をうち固めるべく、余は汝ら師父たちの愛に審議を委ねるものである。神は自らその弟子にして使徒たる人々に聖伝を委ね、使徒たちはまた自らのあとにつづく人々にそれを伝えた。かくて、今日まで主イエス・キリストの救いの言葉がとどいたのである。この同じ言葉をもって余は汝らに乞い、我らが主イエス・キリストおよびその弟子にして使徒たる人々、七回の聖なる全地公会と聖なる地方会議、ならびに前述のすべての聖者たちを証人に立てよう。汝らは神の名において、我らの汚れなきキリスト教信仰を正すべく努められよ。そのゆえは、教会の秩序とツァーリの善き法、さてはすべての世俗の仕組みが聖書にもとづいて改訂され、同じ源泉の流れを汲む不滅なる我らの魂

が啓発されて蘇生し、真の正教が確立して世々永遠に動ぜず、また魂を滅ぼす狼どもや悪魔のあらゆる奸計に害されることのなくなるようにするためである。

御身ら聖なる僧正の方々よ、すなわちわが師父にして全ルーシの府主教たるマカリーイ猊下、ならびに、すべての大主教、主教、掌院、典院たち、さらには聖なる会議の全員、そして修道僧と神に祈るすべての者たち、その上余の愛する兄弟たる公と貴族たち、戦士たち、そしてすべての正教のキリスト教徒よ。汝らは余を助け、余に手を差し伸べられよ。みなの方が心を一にし、人を愛し給う神に涙をもっておすがりしよう。神が我らに分別の眼を開いてくだされ、かくして我らが日々の生活の中で犯したすべての罪を目のあたりに見ることができるよう。いと清き聖母とすべての聖者たちの祈りにより、我らに寛恕の心もつ主たる神は、聖なる神の戒めの正しき道に我らを戻されるであろう。魂と肉体において我らはこの道を踏みはずしていた。余の若年と無知ゆえに、神と人々を前にして我らが犯したあらゆる罪と過ちは筆舌に尽くすことができぬものだった。だがこれからはこれらすべての悪事を憎み、神意にかなう善きことを愛そうではないか。そうすれば我らは聖書の中のキリストの言葉にあるような、腹を立て悔い改めない人間のような苦しみを免れるであろう。「ある人々が来りて、ピラトがガリラヤ人たちの血を流し、彼らの犠牲の血に混ざれたことを告げれば、イエスは答えて言いたもう。『そのガリラヤ人たちがすべてのガリラヤ人にまさる罪人なりしと思うか。然らず。汝らに告ぐ、汝らも悔い改めざればみな同じく滅ぶべし。』」<sup>(19)</sup>世界の始まりの時からすでに神は、ただ傲慢であるという理由でサタンとその支配下にあるすべての使いを罰し給うたことを思い起こそう。彼らは闇の鎖に縛られ天から投げ落とされ、悪魔に変わったのである。<sup>(20)</sup>また悔い改めぬアダムとイヴは、ただ一つの罪ゆえに楽園を追われた。一人の罪のために、すべての正しき人々が、神の救い給う時まで地獄に落とされていたのである。<sup>(21)</sup>放縱な淫乱と、神の子たちが人間の娘たちと交わる罪ゆえに、<sup>(22)</sup>神は全世界を洪水により罰してあらゆるもの

を滅ぼし、ただ心正しきノアとその他七人だけを救い給うた。<sup>(23)</sup> 神はまた男色と姦通の罪ゆえにソドムとゴモラを火によって焼かれたが、心正しきロトとその二人の娘だけを不浄なる業から免れさせ給うた。<sup>(24)</sup> これに類することを、これ以上述べたり書いたりする必要があるだろうか。これらのことはすべて、古き律法の書と新しき恩寵の書で汝らの見知っていることなのだから。

やはり最近においても、種々さまざまな罪のゆえにその罰として町々が滅び、住民が行方知れずとなり、大国が衰えた例は少なくない。あるものはその傲慢さのゆえであり、あるものは兄弟がたがいに憎み合ったためであり、またあるものは民に暴力を加えたためであった。偶像崇拜のゆえに滅びた国も多い。あらゆる悪のうち最もおぞましい淫乱と姦通のゆえに、また男色とありとあらゆる不潔な行ないのゆえに多くの国が姿を消し、跡形もなくなった。さらにまた冒瀆的な言辞と誓い破りのゆえに、また度を越した飲み食いのゆえにあえなく滅亡した国もある。そこで我らはこれらすべての罪を恐れ、分別を働かせ、心と体の意識を清浄にして、我らの目にかつて映じまた今映じつつある過去と現在のすべての出来事を見直して、それらが右に述べた罪業にあたるか否か考えてみよう。偶像崇拜は我らの間に存在しないと余に告げる者がいるが、金銭を愛することは偶像に仕える別の形ではないだろうか。または淫乱な行ないや醜悪な行為は偶像崇拜に類してはいないだろうか。余がいかに金銭や肉慾の奴隷になったかは、むしろ諸兄のよく知るところである。もし誰か余にむかってかかることの不法なるを知らぬかと尋ねるなら、余ははばかることなくかの預言者にならい、自分は「巧みに呪文を唱える者の呪文にも従おうとせぬ」<sup>(25)</sup> 聖のまむしのごとき者であると言おう。これほど多くの不法な行為を措いて、我らはいったい何について悲しみ、涙を流そうと言うのか。しかし、我らも知るところは神は慈悲深くおわす。主はさまざまな罰と慈愛にみちた戒めを我らに下され、子を愛する父親のごとく我らを迷いから正道に向けさせ給う。我らはそのことに少しも思いをいたさなかったがゆえに、神は我らを挫か

したのである。神は余から父親を、諸兄からは司牧者にして庇護者を奪われた<sup>(26)</sup>。この悲しみはなお消え去ることなく、大いなる不幸と悲しみがいや増しはじめた。余の父祖たちに忠実に仕えて愛されていた貴族たちや高官たちが、あたかも余のためにするかのように見せかけて余に悪しき助言を与えた。何よりも彼らは権力を握ろうとしていたのである。まるで理性を曇らされたかのように、彼らは不遜にも余の父の兄弟たちを捕えてあやめてしまった。余は彼らの非業の死とその残忍な苦痛を思いおこすたびに、涙にむせび、後悔の念にさいなまれ、自らの若さと無知について彼らの許しを乞うのである。余の叔父たちが亡くなっていくばくもたたぬうちに母がみまかった<sup>(27)</sup>。それ以来深い悲しみが我らをとらえている。余が孤児となり、国があたかも寡婦のごとくになったので、わが貴族たちは好機とばかり、どんな不都合な企てをしても誰一人とがめぬのをいいことにして、勝手に自分たちで国中を支配した。余の罪のため、余が孤児で幼かったがために、多くの者たちが無残にも内乱で命を落とした。余は放任されたまま、子を愛する父親が当然与えるような戒めを両親から受けることなく成長した。そして余は貴族たちの陰險なやり口に慣れ、彼らと同じようにずる賢く立ちまわるようになった。そのとき以来今日にいたるまで、余が神の前で犯さなかった悪事はないし、また神が我らを悔い改めさせようとして我らに加えられなかった罰とてもない。あるいは民が捕えられたこと、聖なるもろもろの教会が荒らされてありとあらゆる聖物が汚されたこと、数えきれぬほど多くの流血が起こったこと、火災と洪水が襲ったこと、数かぎりない司祭や修道僧、公や貴族たち、男女を問わずあらゆるキリスト教徒たちが拉致されて地上くまなくまき散らされ、ありとあらゆる汚辱をこうむり、ありとあらゆる苦難と苦痛にさいなまれ、死に至らされていることがそれである<sup>(28)</sup>。

我らはこれらのことで何度も我らの敵に復讐しようとして企てたが、何ひとつ成功しなかった。これは邪教徒が我らに勝利したのではなく、主がこれによって我らを罰し給うたのだということを我らは気づかなかつた。かかる大いなる

罰によっても悔い改めることなく、我らは自ら激しい内輪もめを引き起こし、不幸なキリスト教徒たちにありとあらゆる乱暴を働いたのである。かくて慈愛の心深い主は、かくも度かさなる我らの罪に對し、あるいは洪水あるいは疫病やさまざまな病いという災禍によって罰せられたが、なお我らには何の教訓ともならなかった。それゆえ主は我らに苛酷なる大火を下された。我らのすべての不浄の財貨はついえ去り、火は始祖伝来の恩寵を一飲みにしてしまった。何よりも、神の聖なる教会、言葉に尽くせぬ多くの偉大なる聖物、聖者たちの遺体、それに数知れぬ多数の人々が滅びたのである。

まさしくこのことを機に、恐怖が余の魂をとらえ、余はふるえおののいた。やがて魂が平静を取り戻すとともに、余は自らの罪深さを悟った。余は聖なる使徒の本山教会へと駆けつけ、人間を愛する神の偉大なる愛に、汚れなき聖母に、すべての聖者たちに、そして汝、至聖なる府主教および汝とともにあるすべての主教たちにすがったのである。慈悲を乞うて身を伏し、心からの悔い改めによってこれまで余が犯した罪業の許しを乞うたとき、神の偉大なる慈愛の名において余は汝らから平安と祝福とこれまでになしたる罪業の許しとを得た。そしてこの時、余もまた余のすべての公や貴族たちに対し、汝らの祝福と、また善行をなすという彼らの約束とを考慮して彼らに對して犯した罪業の許しを与えたのである。汝らの善き忠告により、また神の御加護を得て、余は神より委ねられた帝国を神の助け給うがままにとのえ統治し始めた。神の恩寵と助力とを願うとともに、余はさらに汝ら主教および導師たちに乞いたい。全能にして恵み深き神に心をこめて祈ってほしい。我らの多くの罪ゆえに神はかつて大地のあらゆる実り、家畜、家禽その他の食糧とあらゆる財貨の欠乏を我らにもたらされた。だがもし汝らの祈りによって神が我らについての懇願を聴き入れ、かつ我らが神の我らへの慈悲深さを信じ、魂と肉体とのあらゆる罪を清めて神の慈愛に望みをかけるならば、神は我らをあわれみ、我らの願いを斥けて寄る辺なきままに棄ておかれることなく、主は心広く慈愛深

き方なれば、自らの下僕たちに恩寵の助力を与え給い、我らの理性を目覚めさせ、我らの中に神への恐れをうち固め、我らの融和への足どりを強めさせ、あらゆる善き行ないへといざない、あらゆる実りの賜物を恵み給い、さらにまた、目に見えるもの見えざるもの我らのすべての敵をたちまちにして我らの足下に従わせ給うであらう。我らの司牧者にして教師たる汝ら師父の方々よ、心を素直にし、神に助力を願いつつ、汝らの理性を覚醒させ、聖書にある魂の糧を自らに満たしたうえで、神より汝らに委ねられた言葉もつ羊たちの群、ロシア帝国の全正教徒たちを、あらゆる教会のしきたりにおいて主が汝らに伝え給えるごとくに導き教えられよ。あらゆる正義の法においてもまた正しき信仰と清浄さにおいても敬虔なるツァーリたり得るよう、汝らの息子である余をあらゆる敬虔なる行ないへと論し導かれよ。また余の兄弟、すべての公と貴族、また全正教徒をしてたゆまず懇切にその信仰を堅固にさせ、彼らが永遠に真のキリスト教の法を守るよう教え導き、諭されよ。そして何よりもまず、司牧者にして教師たる汝らは自らの信仰を堅固にし、神より汝らに与えられたる財宝をふやさ<sup>(29)</sup>れよ。同じくすべての司祭たちおよび修道僧たちよ、七回の全地公会と地方教会会議の教父たちが汝らに伝えた通りの正しき法と真の正教の信仰とを堅持するように。そうすれば我らは汝らの善き行ないと聖なる教えに目を向け、汝らから神の書を聞き入れ、我らに対する汝らの好ましき配慮と神の助けによって、我らは真の悔い改めへとむかうであらう。かくて我らは、この世でも来世でも神キリストより大いなる恩寵を受けるであらう。

さて、神によってこの会議に集められたる僧団よ、余は汝らに乞う。神の御名により、いと清き聖母とすべての聖者の御名により、真の無垢なる正教の信仰のために力を尽くされよ。もろもろの聖なる規則に則り聖なる教父たちから我らへと伝えられてきた信仰を確立し説き明かされよ。さらに余は汝らに言おう。キリストの御名のため、力を尽くすだけではなく苦しみをも甘受されよ。あたかも小ステファノスと証聖者マクシモスとニコメディアのテオフィラ<sup>(30)</sup>

クトス、<sup>(32)</sup>その他余にもまして汝らのよく知っている多くの尊き人々が、キリストの御名のためのみならず聖像のために苦しみをなめたごとくに。また聖なる本山教会で汝らがかつてこう誓ったことを忘れぬように。「もし公や貴族たちが聖なる教父たちの規則にそむくことを命じたとしても、たとえそれが君主の命令であり、死による強制をうけたとしても、私は決してその言葉に従わない」と。主教たる者が信仰を守るためには死をもいとわぬ誓いをたてていることを汝らは知つていよう。この誓いは汝らにとっても一層大切である。なぜなら汝らが恐れなければならぬのは愚かなる者たちのひきおこす困難と侮辱だけだからである。これら愚かなる者たちのことについては、神の使徒パウロがテモテへの手紙の中で次のように言っている。「わが子テモテよ、末の世に苦しき時の来たらんことを知れ。人々はおのれを愛する者、金銭を好む者、神を愛さぬ者、裏切る者、厚かましい者、高ぶる者、神を愛するより快樂を愛する者とならん。こうした類いの者を避けよ。あたかもヤンネとヤンブレがモーゼに逆らいしごとく、かかる人々も真理に逆らうなり。彼らの愚かさは、この二人の場合と同様に、多くの人々に現われん<sup>(33)</sup>」と。それゆえ、これらの人々の愚かさを恐れる必要があるうか。だが、彼らがもし迫害者であったりそれに類するものであったりすれば、汝らはキリストの信仰のために血を流し、死にいたる苦しみを耐えねばならないのだ。汝ら神の集わせ給える僧団よ、キリストの信仰のために献身し、聖なる教父たちの掟に則りて信仰を正しくし、これを説き明かすことに努められよ。そのためにこそ余は汝らを招集したのである。

神を愛する僧団よ、聖なる師父たちよ、神の教会が我らに伝えたとおりのキリスト教信仰と真の正教を守るために、余もまた常に汝らとともに心を一にして、聖霊が我らを導き給うまにこれを正し、うち固めねばならぬ。もし悪魔の企み<sup>たくみ</sup>により神聖なる規則に反する何らかの企てがなされ、汝らの怠慢ゆえにそれが我らのすべてのキリスト教の法の中に暴かれぬままに残るならば、余はそれに関知しないのであるから、汝らが恐ろしき裁きの日にその責を負うこ

とになろう。またもし余が神聖なる規則を踏みはずして汝らが同意せることに反対したときには、汝らはこれに沈黙すべきではない。もし余が聴き従わない場合にも何ら恐れることなく余を諫められよ。されば余の魂と余の支配下に  
あるすべての者は生命を得て、真の正教の規則は完全なものとなり、父と子と聖霊との至聖なる御名は常に、今もい  
つも世々に誉め讃えられん。アーメン」

会議の場でこれを読み上げられると、首席僧侶たる全ルーシの府主教マカーリイ猊下はじめ聖なる全僧団、すなわ  
ち大主教と主教たち、掌院と典院たちはこぞってこれに驚嘆し、祝福の言葉を述べて全能の神を誉め讃えた。奇蹟の  
ごとき光景が現出した。かくも偉大なるツァーリが神の教会を思う真心を身内におさめられていることへの畏敬の念  
があふれた。教会を確固たるものとする熱意に満たされたツァーリの心を拝し、強き喜びに涙せざるものがあつたろ  
うか。つづいてツァーリは会議の場に新たな奇蹟成就者たちについて、ならばに多くのさまざま教会のしきりに  
関する問題を含むもう一通の書簡を提示された。その内容は以下のごとくである。

- (1) 三四三年没。小アジアのリュキアのミラで主教として活動した。キリスト教世界で最もよく知られた聖者の一人。ギリシ  
ヤとロシアの守護聖人であり、水夫、子供、商人などを保護する聖者でもある。
- (2) ローマ皇帝。在位三〇六―三三七年。
- (3) ロシアの府主教。在位一三三三―一三七八年。即位後、修道院建設に励み、共住修道院の普及に努めたことで有名。また、  
ドミートリイ・ドンスコイ大公の幼少時の後見人として、政治的にも大きな役割を果たした。
- (4) ロシアの府主教。在位一四四八―一四六一年。フィレンツェ公会議の決定に不満を持つモスクワ大公ワシリー二世によ  
り府主教に選ばれる。大公はロシア教会がその首長を自由に任命できると宣言し、コンスタンチノープル総主教の承認を得る  
ことなく、リャザン主教であった彼を府主教に任命した。
- (5) 一〇五一年頃キエフのベチェールスキ修道院からロストフの主教に叙任される。異教徒の改宗に努め、「ロストフの使

徒」と呼ばれる。

- (6) 一〇一五年没。キエフ大公でロシアをキリスト教に改宗させた。聖公とも称される。
- (7) イーゴリ公の妻。年代記によると、九五五年コンスタンチノーブルでキリスト教に改宗した。
- (8) 両者とも一〇一五年没。ウラジーミル聖公の息子。兄のスヴァトポルクが放った刺客の手により無抵抗のまま殺される。ロシア教会によってこの国ではじめて聖者の列に加えられた。
- (9) 九八三—一〇七三年。ロシア最初の修道院の一つ、キエフ・ペチェールスキ修道院の創立者。
- (10) 一〇七四年没。一〇五七年からベチェールスキ修道院の院長。ギリシャのストゥディオス修道院の規則を取り入れる。自ら観想生活を送り、祈りと手仕事と厳格な断食という苦行の生活を実践した。
- (11) 一三一四頃—一三九二年。主として北ロシアで活動。ロシアにおける新しい修道院制度をうちたてた。ロシアの諸聖者中最も広く知られ、敬愛された。
- (12) 一一九三年没。若いときから苦行と祈りの生活を送る。その名声を聞いて弟子達が集まりヴォルホフ川のほとりに修道院を建てたのがノヴゴロドの最初の修道院とされる。
- (13) 一三三七—一四二七年。セルギイの弟子の一人。老いてからシーモノフ修道院に入り、のちに同修道院の院長となる。さらにペロゼーリエの地に赴き、より厳格な共住修道院を創立した。
- (14) 一一八六年没。修道僧で奇蹟成就者。ペレヤスラヴリ・ザレスキイの郊外に修道院を創始した。
- (15) 一四七八年没。ヴィソツキイ修道院で修行し、ポロフスクに修道院を建てる。厳格な規律と貧者への慈しみで知られる。ヨシフ・ヴォロツキイは彼の弟子の一人。
- (16) 一三九二年没。若い頃から苦行の生活を送り、深い尊敬を受けていた。その名声を聞き、大公ドミートリイ・ドンスコイが彼をモスクワに招こうとしたが、世俗的な名声を嫌ってこれを断わった。
- (17) 社会的な規範を無視し、狂人を装った苦行者で聖者に列せられたもの。瘋癲行者と訳されることもある。
- (18) 伝統的に存続している教会の規範。以下のものを含む。聖書、全地公会で定められた教理、地方の教会会議で定められた

教理。ニカイア・コンスタンチノープル信経、祈禱、教父たちの著作や規則、教会法、イコン、聖歌など。

- (19) ルカ伝 一三一―二、三。
- (20) ヨハネ黙示録 一―二―九。
- (21) 創世記 三―二三、二四。
- (22) 創世記 六―二。
- (23) 創世記 六―一八。
- (24) 創世記 一九―一―一七。
- (25) 詩篇 五八―四、五。
- (26) イワン四世の父はモスクワ大公、ワシーリイ三世（一四七九―一五三三年）。
- (27) イワン四世の叔父ユーリイが一五三六年に、アンドレイが三七年に相次いで死去し、三八年には母エレーナも亡くなったことを指している。
- (28) ポーランド王ジグムントとの戦争やカザンとクリミアのタタールとの戦争の結果を指す。
- (29) マタイ伝 二五―一四。
- (30) 七一―七六五年。修道僧、殉教聖者。コンスタンチノープルに生まれ、ローマ皇帝コンスタンチノス五世の聖像破壊運動に反対して流刑される。
- (31) 五八二―六六二年。ビザンチンの神学者、聖者。神秘主義的な著作を残している。
- (32) 八四五年没。ニコメディアの主教。
- (33) テモテ後書 三一―八。

#### 第四章

余が十七歳の時、汝ら神に仕える者たちの教会会議(1)の祝福と許しにより、また汝らの聖なる祈りと神の御計らいに  
より、聖靈の恵みが輝いて余の理性に触れ余を目覚めさせた。こうして余の魂は、我らが父祖の時代に隠され忘却に  
委ねられた大いなる無尽蔵の宝を久しい昔から取り戻そうと熱望したのである。その宝とは大いなる灯火、つまり、  
言葉に尽くせぬ多くの奇蹟によって神からたえられた新たな奇蹟成就者のことである。我らの罪ゆえに正しき怒  
りの罰が下されるとき、我らはこれら聖なる新しき奇蹟成就者たちに助けを求めめる。すると世俗の必要の中でさまざ  
まな形をとって我らに下される神の罰も、彼らの祈りにより慈悲にかえられるのである。信仰をもって彼らに願う者  
は、幾多のありとあらゆる病いを得ていたとしてもたちまちに癒やされてきた。

それゆえ余がわがロシア帝国全土の主教たちに要請したのは、府主教管内の大主教区と主教区においてそれぞれ  
が委ねられた都市、修道院、隠遁修道院などのあらゆる領域において、司祭や典院や修道司祭や修道僧や隠修士や公  
や貴族や神を畏れる人びとの中から大いなる新しき奇蹟成就者たちを尋ね出し調べ尽くすことであった。つまりどん  
な奇蹟成就者が、どこで、何年のいかなる日付で、大いなる奇蹟や徴による栄光を受けたかという調べである。主教  
たちは余の心からの熱意に動かされて喜び、また余の発意と命令とに促されて、それら偉大にして聖なる新しき奇蹟  
成就者たちの言行カノシ、伝記、および奇蹟の**かずかず**をすみやかに集めた。主教たちはそれぞれ自らの管内のなかでそこ  
に住む者たちの証言にもとづき、司祭職や修道僧位にあった者、貴族や公の身分の者、そしておよそ神を畏れるすべ  
ての男女のうち、いかなる聖者がどこで善き行ないと奇蹟とによって栄光をうけ、輝き渡ったかを調べたのである。  
余が十九歳の時には、余の命令により大主教、主教、掌院、典院らがこの帝都の余のもと、ならびに余の師父にし  
て全ルーシの府主教マカリーイのもとに集まった。(2) 新たな奇蹟成就者たちの言行、伝記、および奇蹟の**かずかず**が  
会議に提示され、聖なる教会会議のすべての参加者によって証言された。かくて神の意になかった昔からの他の聖者

たちの場合と同じように、新たな奇蹟成就者たちについても然るべくそれぞれの祥月命日、その聖なる名、そして彼らの聖骸の発見を誉め讃えて祝うようにと神の教会に伝えられ、その結果今日も彼らは誉め讃えられている。我らも我らに伝えられているとおりの規定にしたがって祝い、喜び、誉め讃えている。新たに栄光をうけた奇蹟成就者たちの多くは、入滅のはるか遠い昔から今日までほとんど朽ちることもなく完全で傷みのない姿のまま発見されたのであり、彼らに信仰をもって願う者にさまざまな大いなる奇蹟を行なってきた。余はこれらの大いなる新しき奇蹟成就者たちの祈りに助けられ、神の恩寵に恵まれるまま、わが帝国を統治しはじめた。

余が二十一歳、在位十八年目の今年、余の命令により大主教、主教、掌院、典院、隠修士、聴罪司祭、長司祭、司祭などがロシア帝国の聖なる教会会議への全参加者が帝都モスクワに集い、聖なる使徒の教会たる聖母の教会(3)において特別祈禱を捧げ、ともに祈った。ついで一同は神が余に委ねられたる館、余の父祖と余のつくりなしたるツァーリ宮殿に集い、以下のごとく神のための事業に着手したのである。

#### ツァーリが会議に向けて訓示される

余の師父にして全ルーシの府主教マカリーイ、ならびに大主教、主教と聖なる会議のすべての参加者たちよ。過ぐる年(4)、余は貴族らとともに汝らの前におのが罪の許しを乞い、汝ら是我らに祝福を与え、我らの罪を許してくれた。そこで余も汝らの許しと祝福により、余の貴族たちの犯したすべての罪に慈悲をかけ許しを与えた上、彼らに対し余の帝国のキリスト教徒との間のこれまでの一切の争いごとをやめてある期間和解するように命じた。その結果、貴族、すべての役人と扶持受領者たちが地方の人々とのあらゆる訴訟をおさめ、和解に達した。その時、余は同時に法典(5)を古きにならって改正し、裁判を公正にし永遠にゆるぎなきものとすべく、汝らの同意を求めた。かくして汝らの祝福

のもと余は法典を改正し、正義と善き配慮とがゆきわたり裁判が公正になされすべての訴訟が賄賂なしで行なわれるように、大いなる禁令を定めた。<sup>(6)</sup> また余の国家のすべての地方において、あらゆる都市、付屬都市、郡、鄉村、郷ごとくに当該領域の長、補佐役宣誓人、百人長、五十人長を定め、小貴族ジエトチボヤルスキの手元におくべき行政状を成文化した。今汝らの前にある法典と行政状を読み、我らの裁判が神の法にかなひ、汝らの祝福により幾久しく不動のものになるよう、審議されよ。もしこれらの法典と行政状が公正なるものと認められたならば、聖なる會議において公認し永遠の祝福を与えた上、これらに連署されたい。しかるのち文書は国庫に保管されるであろう。汝らは余とともに神の助力を乞ひ、あらゆる困難に際して助言を与えられよ。聖なる使徒や教父たちの規則、さらには余の父祖たちの法に照らしてこの法典と行政状を吟味し、充実し、ゆるぎなきものとせられたい。すべての慣習が余の帝国においては神の意にかなひ、汝ら神に仕える者の司牧と余の主権のもととのえられんがためである。余の父にして全ルーシの大公たるワシーリイ・イワーノヴィチの死後今日までのあいだにすたれてしまった慣例、あるいは余の意志の専断によつてなされた事柄、消滅してしまつた以前の法律、かつて遵守されていた神の戒めで今ではあまり守られなくなった事柄、すなわちあらゆる世俗の制度および我らの迷える魂に関するこれら一切のことにつき十分に心を配り、助言を与え、それを會議の中で我らに告げ知らされよ。余は汝ら神に仕える者の助言と協力を必要としており、神にかかわることでの不備は汝らとともに協議してととのえたいと思う。他方、余の困難や国の行政の不備に関しては余が汝らに告げるであろう。汝らは聖なる使徒や教父たちの規則に照らして判断し、全会一致のもとにこれを改めてもらいたい。余はわが兄弟およびわが貴族たちとともに余の師父たる汝らにかく懇請するものである。

(1) 一五四七年の教会會議。イワン四世が即位した直後に開かれた。

(2) 一五四九年の教会會議。この會議では三十九人のロシアの聖者が新たに列聖された。

- (3) クレムリン内にあるウスペンスキイ大聖堂のこと。ここで皇室の主要な儀式が行なわれた。
- (4) 一五四九年、全国会議ゼムスカイソボールが召集され、この席でイワン四世は幼少のうちに貴族たちから加えられた横暴を赦すことを約束した。
- (5) イワン三世による一四九七年の法典スヴォヤイェズナヤのこと。
- (6) 一五五〇年の法典のこと。

## 第五章 ツァーリによる三十七の質問および教会の仕組について

### 第一問

余の師父にして全ルーシの府主教たるマカーリイ、ならびに大主教および主教たちよ、神により汝らの司牧に委ねられた自らの家たる教会に目を向けよ。神の聖なる教会と尊きイコンと教会のあらゆる仕組に目を向けよ。すべての教会で神の規定や教会規則にしたがって鐘がつかれ、聖歌が歌われるように意を用いよ。今日では多くの教会儀式が神の規定に反しており、教会の規則や規定にしたがわず完全な形で行なわれていないことを余は見聞きしている。汝らはこれらすべての教会儀式について審議し、神の規定と教会規則にしたがって手落ちなく行なうよう指示すべきである。司祭と修道僧の位階にある者をはじめすべての教会奉仕者をして教会儀式その他を規則どおりに遵守させるために、すべての司祭たちの上に立つ長老スタロスタ司祭を任命すべきである。汝らは神の教会を司り教会の職にある者たちを監督し教え諭すべき任務を委ねられているのであり、しかも我らは彼らの敬虔さや霊的な教えを見習いつつ、彼らから救いを得ることになるのだから。だが、もし汝ら主教の怠慢のせいでこのことがないがしろにされるならば、彼ら

らを見て我らは主の正しき道を踏みはずし、破滅するであろう。そのとき神は誰にこの責任を問うことになるのか。つまり栄光につつまれた公正なる裁判官が現れて、生者と死者を問わず、主教やツァーリや公や、富める者にも貧しき者にもそれぞれの行ないによって報いを与える恐ろしき裁きの日に、いったい誰がその罰を受けることになるのか。神の公正な裁きの席で、我らはまず何と答えるべきか。「見よ、われとわが子ら、云々」と言うべきか。

## 第二問

フヤンヌ(3)  
聖餐布について

聖餐布の売却が盛んに行なわれている。だが聖なる教父たちの規則は聖物の売買を禁じている。それゆえこのことについて神の規則にかなう掟を会議において定めるべきである。

## 第三問

聖なる尊きイコンについて

聖なる尊きイコンは神の規則にしたがい神の像、聖母の像、それにあらゆる聖なる神の下僕たちの像を、そのかたどりと似姿とあらゆる本性において描き取らなければならない。このことについて汝らは聖典の中にその証言を見出すであろう。またこの問題に関して、イコン絵師がその感性を磨き、品行を正し、弟子たちには神の像を完全にその本性にかなった仕方て描くことを教えるよう大いに配慮すべきである。

## 第四問

結婚許可証<sup>(4)</sup>について

結婚許可証についてもまた、主教の指示なしにキリスト教徒への売却が盛んに行なわれている。初婚の若者、妻を亡くした者、三度目の妻をめとる者それぞれについて主教の指示で金額を定めるべきである。

第五問

典礼書<sup>(5)</sup>について

写字生たちは典礼書の筆写にあたり正しくない翻訳から書き写しており、書き写したあとで訂正もしていない。誤りに誤りが重なり、写し漏れや不正確な句点が見出される。神の教会ではこうした典礼書にもとづいて読経が行なわれ、聖歌が歌われており、読み書きが学ばれ、また新たに筆写が行なわれている。このような我らの不注意と大きな怠慢とに対して、神はその聖なる規則によりどのような罰を下されるであろうか。

第六問

学生について

学生たちにはなおざりにされたまま読み書きを学んでいる。そのことは聖典についての無知が証明している。このような怠慢の全般にわたって我ら司牧者が責任をとらねばならぬ。

第七問

教会裁判<sup>(6)</sup>について

汝ら主教たちのもとにある貴族、書記、執事、十分の一税徴収官、週番役人などは裁判を行なうさい不正な判決を下したり、訴訟を長びかせたり、あるいは告訴者とぐるになって裏切りを働いている。また十分の一税徴収官たちは村の司祭たちを情容赦もなく裏切り、告訴者とぐるになって事件をでっちあげている。かかる十分の一税徴収官と彼らによる重い賦課金ゆえに、多くの教会はさびれ、勤行も行なわれず、司祭がいよいよまみになっている。汝ら主教たちはこのことにつき大いに配慮し、キリスト教徒や司祭や修道僧の位階にあるすべての者に不当な賦課金が課せられぬよう、また十分の一税徴収官のために過大な税が賦課されたり、告訴者との共謀による偽りの訴訟が行なわれたりせぬよう処置せねばならぬ。また女や娘たちが裁判官と共謀し、暴行や恥辱を受けたとして修道僧や司祭あるいは俗人たちを告訴することがある。それゆえ不当な賦課金や無法行為やゆえなき裁判などがなされぬようきびしく取り締まるべきである。

## 第八問

修道院および修道僧について

修道院において修道僧や司祭が剃髪するのは自らの魂の救済のためである。だが彼らのうちのある者は肉体の安楽のため、絶えず飲んだりさわいだりするために剃髪しており、気晴らしのために村々を乗り回している。掌院や典院について言えば、一部の者は金銭でその職を手に入れており、神への勤めにも共同食事にも修道僧たちについても無関心で、自分の僧房に客を呼んで楽しんでいゝ。しかも自分の身内の者を修道院の中に住まわせ、修道院の収入や村々からのあがりで養っている。このため修道院は荒廃し、年老いた下僕や託身者たちは追い出されている。またあるところでは平気で僧房に女や娘がやって来るし、幼童がだれにも文句を言われずにあらゆる僧房に住みついていると

ころもある。そして修道僧たちは勝手気ままに村々や俗世間を乗り回している。もちろんの修道院へその修道院の長老僧たちに相談もないまま掌院や典院を派遣し、彼らだけに修道院を管理する権限を与えているが、役人たちはこのことに注意を払っていない。そして掌院や典院らは自分の身内の者ともども修道院とその所領の村々を荒廢させており、そのため貧乏になった司祭や修道僧たちは飢え、渴き、不安におびえながらあらゆる難儀をこうむっている。修道院のすべての安寧、富および財産が掌院や典院の支配下に置かれ、その一族や身内の者や貴族や客や氣に入りの仲間たちが一緒になって使い果たしている。このようなことが共に暮らすべき共住修道僧団の規則にかなっているといえるだろうか。神の教会と修道院の制度および修道僧団に関するこのような無秩序、怠慢、無関心についていったい誰が罪に問われるのか。かしこで神の意に反したあらゆる悪事がなされているというのに、俗人たちをいかにしてあらゆる悪から免れさせ、彼らを啓蒙し教え導くことができようか。我ら俗界の者にどんな善き行ないが期待されるのか。また我らのためになることを誰が神に祈るのか。

## 第九問

救貧<sup>(8)</sup>について

修道僧や尼僧たちは施しを求め歩いて俗界に住み、修道院の何たるかを知らない。尼僧たちが世俗の聖餅<sup>(9)</sup>焼きになつていたり、修道僧たちが世俗の教会で司祭として生活していたりする。いかにして彼らを養い、修道院の内に安寧の場を確保するか、また罪深きことの起きぬよう、つまり彼らが俗人を誘惑することなく彼らの魂を破滅させぬよう、教会会議はこの問題を聖なる規則にしたがって審議しなければならぬ。このことで我らが怠慢を神にとがめられぬように。

第十問

捕虜<sup>(10)</sup>について

このことについては大いに配慮すべきである。身代金を受け取るために諸汗国<sup>(11)</sup>から捕虜になった貴族の男女やあらゆる身分の者たちが連れてこられる。だがそのうちのある者は負債があつて領地もなく、この地に自分を買い戻すべき何の財産もなく、また買い戻してくれる者もない。このような捕虜は男女を問わず再びイスラム国へ連れ戻され、かの地であらゆるいまわしい罵詈雑言を浴びている。このことについて教会会議はこれらの捕虜をいかにして買い戻し、異教徒の手に引き渡さぬようにすべきか決定すべきである。また、自分で身代金を支払った者については、可能な限り平安と安息が得られるよう彼らの地位に応じて生活を安定させてやらなければならない。

第十一問

聖餅焼き女について

聖餅焼き女のもとでは別のさらにひどい無秩序がみられる。信心深い者たちは生者の健康と故人の冥福を願ひ聖餅の代価として金銭を聖餅焼き女たちに与える。彼女は健康を願う人の名をたずね、ちょうどチュード人<sup>(12)</sup>のまじない師のように、聖餅にむかってまじないの言葉をかける。おなじく冥福を願う故人の名を聞き、聖餅にむかってまじないの言葉をかける。そしてこれらの聖餅は司祭に渡され、司祭はこれを人々に与え、自分にも取る。しかし司祭は生者の健康や故人の冥福を祈るためのこれらの聖餅を奉献台<sup>(13)</sup>の上で然るべく奉献せず、これらのうちの一部を神への供え物として捧げていない。聖母、前驅洗礼者および全聖者、そして正教の全主教、敬虔なるツァーリと全正教徒、さら

に死者の魂の安息のために子羊の聖餅が捧げられるだけで、他のものはほとんど切り取られないのである。

## 第十二問

施し物について

すべての都市の救貧院ホスピタリティー・ホスピタルに対して施し物や年々の給養やパンや塩や金銭や衣服が我らの国庫から支給されている。世の信仰篤き人々もまた施しを行なっている。ところが男でも女でも病気のあまり重くもない者たちが役人から救貧院に入る資格を買い取ってしまい、その一方で貧者や不具者や腐れ病いの者や老廃者などは困窮に陥り、飢えと寒さと炎暑と裸はだしなどあらゆる苦痛をなめ、枕する場所さえ持たずに世間をさまよい歩き、どこでも忌み嫌われていく。彼らは懺悔も聖体拝受もせず、誰の世話も受けず見棄てられたまま飢えや寒さで死んでいくのである。この罪は、いったい誰が償うのか。彼らのために何をなすべきであろうか。正教のツァーリ、諸公、主教たちがこれらの者たちのことを考慮しなければならない。

## 第十三問

道を踏みはずしている修道僧と尼僧について

修道僧と尼僧たち、司祭と俗人たち、それに女と乞食たちが聖なるアイコンを持って世間をうろつき回り、教会建立を口実にしたり、また自分は売られた身と称してその身代金を集めたり、市いもや通りで喜捨を求めたりしている。聖像を持って村々や農家を一軒ずつまわっている者たちもいる。この事態を今後どうすべきか、これについて何か書かれたいものがあるのか、これは聖像に対する冒瀆ではないかといったことについて協議せねばならない。異国人もこれに

はあきれている。

#### 第十四問

裁判特許状カスジイマヤクラーモク(は)について

掌院と典院およびすべての司祭と修道僧、またあらゆる教会奉仕者と修道院の下僕たちの裁判について、ならびに修道院と教会に与えられる裁判特許状について。これらの文書は主教が典院や司祭や修道僧やそれに教会と修道院のあらゆる使用人を裁くことを禁じている。何のためにこうなっているのか。これは妥当なことなのか。

#### 第十五問

なおざりにされて荒廃した修道院について

信仰篤き者たちは自分の魂の救済と両親の供養のために父祖伝来の所領ゾコトや村々や購入地などを修道院に寄進し、またある者は他人の所領や村々を買い取って修道院に寄進し、そのあげく、さらに別の土地を余に求めている。こうしてすべての修道院がそれぞれ多大の富を獲得しているが、大部分の修道院では修道僧の数は昔のままであるし、前より少なくなっているところもある。修道僧たちが飲み食いするものは以前より乏しくなっているし、修道院の建物は少しも増えず古いものは荒廃している。増加したあの富はどこにあるのか。誰がそれを着服しているのか。そのうえこれら修道院には免租タルハンヤ・グラモクや裁判特許状、さらに関税を払わずに商業できる免税特許状が与えられている。修道僧たちは村や町に住み、土地についての係争にたずさわっている。このようなことが妥当なのか。また修道院は村々や領地を受けとっているながら、寄進者の魂の救済のためにも、また彼らが依頼したその両親の冥福のための供養も行な

ってはいないのである。恐ろしき裁きの日にこのことの責めを負うのは誰であるのか。

#### 第十六問

教会と修道院の金銭について

利子を取って貸し付けられる教会および修道院の公金について。このようなことは神の意にかなったことであるのか。また聖典はこれについて何とっているのか。聖典は俗人に対してすら金貸しを戒めているのに、まして教会が利息や割増しを取って金や穀物を貸し付けることなど教会規則のどこに記されているか。これについては「教会の富は貧者の富にして、これらもろもろの民の用になさしめん」と書いてあるとおりである。

#### 第十七問

酩酊をもたらす飲物について

あらゆる修道院において典院や修道僧や司祭らが酩酊する飲物に親しみ、俗界の司祭にいたっては度を知らず飲酒に耽っている。自らが放埒をきわめながら、いかにして俗人を悪から救い、彼らを教え導くことができようか。修道僧になるときの修道の誓いや、司祭の叙任と按手礼のときの戒めはいったい何のためにあるのか。このことについては神のために十分に審議をつくし、司牧者が酩酊によって身を滅ぼしたり、我らがこれを見做って同じように滅びることがないようにせねばならない。

#### 第十八問

妻を亡くした司祭について

妻を亡くした司祭のことについては、余の祖父<sup>(15)</sup>の治世に全主教による教会会議が開かれ法規が定められた。現在、妻を失った司祭たちのとる道は二つある。ある者は奉事こそ執り行なわないものの、教会と教区と聴問すべき教えの子たちを持ち、産婦に祝聖式をほどこし、赤子の命名を行ない、洗礼を授け、婚礼の儀礼を勤め、懺悔を聴問し、死者を送るなど、聖体礼儀をのぞくその他の司祭としての勤めを果たしている。他方、ある者たちはあらゆる放埒に身をまかせて四六時中酩酊し、その不品行は俗界の惑わしとなっている。福音書が「汝らは地の塩なり。塩もし効力を失わば、何をもてかこれに塩すべき<sup>(16)</sup>」と述べているのに、どうして救われようか。また我らの魂は誰によって救われるのか。しかしてノヴゴロドとブスコフ<sup>(16)</sup>では、余の母の死後マカーリイが大主教であった頃、妻を亡くした司祭や輔祭はほんのわずかの間といえども教会に留まるようなことはなかった。なぜ現在はこのようにきまりがゆるんでしまったのか。このことについてはとくと思慮をめぐらし、聖使徒と聖教父らの定めた規則に照らして、汝らも我らもまた俗界のすべての人々も我らの神キリストによりて魂の破滅を免れるよう規律を正してほしい。

第十九問

教区外教会<sup>グアイスタツカ<sup>(18)</sup></sup>および新しい隠遁修道院<sup>ブステイ<sup>(18)</sup>ニヤ</sup>について

修道僧の中には森に僧庵をつくったり粗末な木造教会を建てたりして、その財源を得るため聖像をもって俗世間を歩き回る者がいる。余のもとへ土地や扶助<sup>ゲイガ</sup>を求めに来る者もある。だが集めたものはことごとく飲代に使ってしまい、隠遁修道院の中では往時の修道院とはことなつて神のための勤めがなされていない。かつての尊師たちが俗界からかくれて隠遁修道院に住みついたのは虚栄心のためではなく、彼らは自らの手で大いに労働し、悪鬼どものもたら

す多くの災いを耐え忍んだのであった。<sup>(19)</sup> 神は彼らの善き行ないを見て、あらゆる実りを豊かに恵み、兄弟たちの数も増され、彼らは神と人から栄光を受けたのである。ツァーリや公やすべての信仰篤き人々は自らの魂の救済のため、熱心にこれらの人々のあらゆる必要を満たしてやった。彼らは俗世間をさまよい歩いて、世の人々の感わしとなることもなかった。だが今日では教区外教会を建てても、一年も住むとあとは廢屋となり、勤行も行なわれなくなってしまう。十分の一税徴収官が原因か、あるいは扶助の不足のせいで暮らしが成り立たないのか。このことについて十分に審議すべきである。そして規律の乱れを正して神の罰を免れ、人々を感わすこともないようにせねばならない。主教たちにも我らにもかかる状態は名譽なことではない。

## 第二十問

司祭、輔祭、典院および僧職候補者について

今日まで司祭あるいは典院に選ばれるのは、品行正しく柔和で慎み深く、酒飲みでも人殺しでも食欲でもなく、巡礼を暖かく迎え、神を愛し、操正しく、あらゆる悪徳と放埒と泥酔を避け、眞の掟によく通じている人々であった。彼らが神について我らを教え導くのに十分な年齢に達していることも重要である。もし彼らに靈の力が備わっているならば、俗界はその救済の行ないと有益な教えとによって救われるのである。このことをよく考慮し吟味して、聖典にしたがって定められよ。俗界の民に神への恐れと神の罰と戒めを教え、罪を取り除く者を選ぶように。司祭たる者は全き眞の掟を知り、救済への道に自ら励み、教えの子たちをも教え導かなければならない。

## 第二十一問

教会で丸帽子や毛皮帽子をかぶっている者<sup>(20)</sup>について

罪深くも神への恐れを抱かぬようになった者たちがおり、彼らは本山教会の中であれ教区教会の中であれ、恐れげもなく丸帽子や毛皮帽子をかぶったまま杖を持って立っている。まるで市場や見世物小屋や酒宴の席、さては酒場にもいるかのような話し声やささやきやさまざまない争いや談笑やうとましい言葉が発せられて、神を讃える歌はざわめきの中にかき消されてしまう。神の教会は祈るため罪を清めるために作られたものであり、そこでは恐れを抱いて神に祈るべきであって、それだけに一層我らは神の怒りをかうことになるう。

## 第二十二問

教会で規則どおりに歌わない司祭や輔祭について

司祭たちの中には教会の中で規則に反して同時に二つも三つもの歌を歌っているもの<sup>(21)</sup>があり、会衆たちはその間たがいに騒いだりあらゆる無駄口をたたいたりしているありさまで、これは双方が身を滅ぼす元である。牧者と羊とが一緒に道を踏みはずし、ともに滅びた例もある。司祭や下僧の中には教会でいつも酔っぱらい、神を恐れずのしりあい、僧侶にあるまじきあらゆる雑言を絶えず吐くものがある。そして彼らの無秩序を見て俗人たちも同じことを行なって滅びることになる。教会の中で互いに掴みあったり殴りあったりしている司祭もあり、修道院でも同じような無秩序が横行している。

## 第二十三問

教会で祭服を着用しない司祭と輔祭について

さらに在俗の司祭の中には朝晩の勤行のさい、教会内で祭服を着用せず大帯ニビタヲヒルだけをつけて歌ったり、宝座のそばを動きまわったり、そのまま王門を出入りしたりしているものがある。同じく祭服を着用せず大帯だけで子供に洗礼を施し、死んだ幼児を弔い、結婚式を司り、特別祈禱や追善供養オヒヒケを唱えたりもしている。このことについては大いに審議し、規則や聖典をよく調べて、魂が亡びることがないように、かかる畏れを知らぬ行ないによって神の怒りを招くことのないよう、正しく定めねばならない。

## 第二十四問

教会の寺男と堂役(22)について

教会の寺男や堂役で二度ないし三度結婚した者が至聖所に入入りし聖器具に触れているが、規則によれば二度結婚した俗人は一定の期間を経なければ教会内にはいってはならないし、三度結婚した者はいっそう厳しく立入りが禁ぜられている。この禁止措置は当然であり、妻を亡くしたり妻帯していない者を寺男に採用しないよう十分考慮して決めねばならない。

## 第二十五問

頭髪を切り髭を剃る者について

罪深いことに昨今の世間には悪癖、怠慢、不熱心がいたるところに見受けられる。たとえばキリスト教徒を名のりながら三十歳あるいはそれ以上にもなる者が頭髪を切り鬚髭や口髭を剃っていたり、あるいは異教の地の衣服を身につけていたりする。これをどうしてキリスト教徒と呼べようか。

第二十六問

正しくない仕方です十字を切るキリスト教徒について

キリスト教徒の中には手で十字を切る時、自分の胸の上で切る時、正しい仕方にしたがわぬ者がいるが、教えの親たる司祭はこのことに気を配ることもせず、教え導くこともしていない。

第二十七問

誓い合ったり罵り合ったりするキリスト教徒について

キリスト教徒の中には神の御名にかけてあらゆる言葉でいつわりの誓いをたてたり、恥知らずにもいつも無作法で忌まわしい罵詈雑言を浴びせ合っている者がいる。

第二十八問<sup>(23)</sup>

またキリスト教徒にあるまじき忌まわしい言葉が使われている。異教徒のもとでさえこうした無秩序は行なわれていない。我らにかかる不敬な行為をどうして神が許されるだろうか。

第二十九問

我らが罪を悔い改めぬことについて

その他の重い罪についても心をめぐらして十分に協議せねばならない。それらの罪ゆえに神の怒りと、神の正しき

怒りのあらゆる罰がこの地上にもたらされてはいるが、しかし主はなお最後の怒りにまでは至っておられないからである。主は憐れみをもって罰せられ、我らが悔い改めてあらゆる悪から、とりわけ淫乱、姦通、男色、不正な裁判、高慢、妬みねたなどから遠ざかるのを待っておられるのである。主はなぜかつて全世界に洪水をもたらし、ノアだけを救われたのか思い起こしてみよう。それは淫乱のゆえではなかったか。またソドムとゴモラを火で焼かれ、ただ一人正しきロトだけを連れ出されたのはなぜだったのか。少年姦のゆえに外ならない。大いなるニネヴェの町はいかなる罪のゆえに滅びたのか。新しき掟の時代のことを言えば、主が帝都24を異邦人で神を知らぬ民であるトルコ人に引き渡されたのはなぜなのか。我らの罪を罰すべく主が取られなかった手段というものがあるだろうか。今日の我らも自分の敵からあらゆる災いを受け、また神の罰を受けてきた。我らのもつていったい犯されなかった罪というものがあるだろうか。このことについて大いに憂い、心を砕いて罪深い過ちを正すべきである。さすれば主は罪深い下僕たちに憐れみを垂れ給うであろう。特に淫乱、姦通、悪しき男色を禁すべきである。ひるむことなくこれらのことを確認するように。

### 第三十問

扶助受けの司祭について

副祭壇に付属したりあるいは本山教会に所属する扶助受け司祭たちは、年間の穀物と金銭と聖餅用の小麦と灯明用の蠟を受け取っている。副祭壇付きの司祭は月ごとに蠟燭と現物による割増しを受け取っている。さらに彼らは国庫から祈禱料や追善供養料や祝祭料を受け取り、追善供養の時の蜜飯メツク、祝祭日と法事の集まりや食卓用の供養酒、蠟燭、聖餅も受け取っている。ところが自分の教会堂では年一度の祭日に聖体礼儀を勤めるだけで、土曜日に故人の冥福を

祈することも日曜日に人々の健康を祈ることも、主の大祭や大聖人の祭日や両親の法要などの奉事さえ行なっていない。彼らは自らの副祭壇では追善も特別祈禱も朝禱も時禱も晩禱も一切の勤めを行なっていないのである。かの扶助や寄進はいったい誰のために役立っているのか検討すべきである。以前から行なわれていることであるが、昨今でも有力者が仲間の司祭を本山教会に所属させ、余の国庫から扶助や寄進をあてがった例がある。このことにつき何をなすべきであろうか。

### 第三十一問

扶助受け教会および修道院について

余の父にして全ルーシの大公たるワシーリイ・イワーノヴィチは靈驗あらたかなるもろもろの場所を訪れては祈りを捧げ、貧富を問わず多くの修道院に寄進を行なうよう命じた。穀物や塩や金銭や灯明用の蠟や蜜飯用の蜜や聖餅用の小麦などである。父の死後は母が、それほど多くはないにせよ、やはり寄進を行なった。母の死後余が成人するまでの長年の間に、多くの修道院が上記の寄進を永代扶助として毎年受領する旨の文書を手に入れ、また同じ時期にその他の修道院や教区教会も国庫から扶助を受領する旨の文書を手にした。だがこれらの修道院には所領の村々やその他の収入があるし、教区教会のあるものは街の教区を、また他のものは村々を持ち、菜園や果樹園や耕地や税収入や家賃収入のある店舗などを所有しながら、なお同時に国庫から余の扶助をあてがわれている。このことについては今後どうすべきであろうか。貧しい修道院や教区のない教会には慎重に審議してしかるべく配慮すべきである。

### 第三十二問

絞め殺した鳥や兎の肉について

余の国家のすべての都市とすべての地方の市場で、絞め殺したあらゆる鳥や兎の肉が売られている。生きたままほふられていなかったり、血抜きしてない肉である。だが神の戒めによってキリスト教徒は締め殺された獣の肉を食することを厳しく禁止されている。このことにつき締め殺した獣の肉によってキリスト教徒の魂が汚れることのないよう賢明なる法規を定めねばならない。

### 第三十三問

晩禱で聖詠が歌われず、朝禱で栄光唱が歌われないことについて

いかなる罪のゆえか、余の帝国ではモスクワでもモスクワ周辺の地方でも、修道院を除き本山教会であれ教区教会であれ、日曜日の晩禱や大聖者の祭日など聖出の行なわれるときでも聖詠が歌われず、ただ言葉で唱えられているだけであるし、日曜日の朝禱や祭日にも栄光唱が歌われない。その他の平日にも同様に言葉で唱えられているだけである。だが規則には大讃歌がきわめて尊いものであることが示されており、これは遵守せねばならない。

### 第三十四問

聖体礼儀において「父と子と聖霊」を歌わぬ者たちについて

神聖なる聖体礼儀においては「父と子と聖霊の一にして分かれたれぬ聖三位一体」が歌われることなく、常にその言葉だけが唱えられている。しかしわが国でも、余が大ノヴゴロドとブスコフにおもむいたとき見たのであるが、神の英知の聖ソフィア<sup>25</sup>寺院や生命の始源の聖三位一体寺院<sup>26</sup>をはじめあらゆる神の教会においては、日曜日や主の祭日や名

のある聖者たちの日など聖出のある晩禱のさいに聖詠が歌われている。また規則により大讃歌を歌うことになっている。日曜日と祭日の朝禱では栄光唱が歌われている。ただ平日には「父と子と聖霊」が言葉でだけ唱えられ、神の聖体礼儀では毎日歌われている。このことについてはいかにあるべきか汝らが一致して定めてほしい。

### 第三十五問

生命を創り出す十字架について

生命を創り出す主の十字架は教会堂の上にその徴として高く掲げられている。これはどのようにすれば、ふさわしく立派に見えるのか。

### 第三十六問

酏酌をもたらす飲物を至聖所に持ちこまぬことについて<sup>(27)</sup>

聖なる神の教会、奉献台および供物台について。信仰篤き人々は聖なる教会に抹香や薫香や蠟燭や聖餅などを持参する。これらのものを聖なる奉献台や至聖所に持ちこむことは規則にならなっている。だがおなじキリスト教徒たちが生者の健康や死者の冥福のために蜜飯や供養酒を、復活の大祭日にはチーズや焼きうずらを持ってくるし、他の日には白パンやピログやブリヌィや円パン、その上ありとあらゆる野菜を持ってくる。ノヴゴロドとプスコフにおいてはそのためすべての教会に供物台がしつらえられているが、当地では供え物はすべて奉献台や至聖所の中に運び込まれている。しかし聖なる使徒と教父たちの規則はこれを厳しく禁じている。今後これについてはいかなる措置を講ずべきか。

## 第三十七問

同じ修道院に住む修道僧と尼僧について

余の帝国にはモスクワやその他のあらゆる都市に共住を行なわぬ修道院があつて、場所にもよるが、そこには院長と二、三の修道僧が住んでいるだけである。だがその修道院内に俗人が妻子とともに居住していることがある。また尼僧の住んでいる修道院に独身あるいは妻帯した俗人が暮らしていることもある。かかることは神の意にかなうであらうか。別の修道院では修道僧と尼僧が一緒に住んでいる例もあり、貧しい修道僧や尼僧たちの中には俗世間を流浪して、安住の場もなければ受け入れてくれる修道院とてないものもある。妻帯した司祭や輔祭や堂役や寺男が尼僧と一緒に修道院の中に住んでいることもある。聖なる教父たちの規則に照らしてこれにはいかに対処すべきであらうか。教会会議では教父たちの規則にあることを永遠に不動のものとして定めるべきである。

ツァーリの質問は以上である。

- (1) 長老司祭は次の任務を行なうとされていた。教会内の秩序維持、聖物の管理、結婚許可料の取り立ての監督、その他の主教の収入の確保。また司祭や輔祭の素行にも責任を負った。
- (2) ヘブル書 二一一三。
- (3) 正教会の用語では「代案」。聖体礼儀(ミサ)のときに中央の宝座に敷く四角い布。
- (4) 信徒の結婚のさいに主教座の役人が、結婚許可料と引きかえに発行した許可書。これは主教の権限に属し、初婚、再婚などについて課税額が定められていた。
- (5) 教会の儀式に用いる詩編、福音書、奉事経などの經典の総称。
- (6) 主教は管轄の教会関係者に対する裁判権を持っており、実際には主教座の役所がこれを執行していた。教会裁判の問題は

百章会議の主要な議題の一つであった。(五三一六七章参照)

(7) 当時の修道院は一種の養老院の役割も果たしており、裕福な者は自分の財産を修道院へ寄進して、そのかわり老後を養ってもらうことができた。

(8) この題名は本文の内容にそぐわない。

(9) 聖餅は正教会の儀礼に用いられる一種のパン。

(10) イワン雷帝による数次のカザン汗国への遠征やその他の汗国の軍勢の侵入によって、大量のロシア人捕虜が発生した。

(11) モスクワ国家の近隣にはかつての金帳汗国の流れをくむカザン汗国、クリミア汗国などがあった。

(12) フィン系の民族。

(13) 教会の至聖所の中にあつて、聖体礼儀のための聖餅を準備する儀式(奉獻礼儀)を行なう台。

(14) 大公が修道院や教会に対して発行する文書で、主教による裁判に服さぬことを保証した。

(15) イワン三世。彼の治世の一五〇三年にモスクワで教会会議が開かれた。

(16) マタイ伝 五一一三。

(17) マカリーイは府主教に就任する前にノヴゴロドとアスコフの大主教の職にあつた。

(18) 独自の教区を持たない教会。

(19) ここでは十四世紀のセルギイ聖者などを念頭においているのであろう。

(20) 金や宝石の飾りをつけた小型の帽子。中世ロシアの貴族は毛皮帽子の下に丸帽子をかぶる習慣があつた。

(21) 本来は前後の順を追って歌うべきものを時間の節約のために同時に歌つたのである。

(22) 司祭や輔祭のもとにあつてその手助けをした。

(23) この問には題名がつけられていない。

(24) コンスタンチノーブルを指す。

(25) ノヴゴロドのクレムリンの中にあつた。

(26) ブスコフのクレムリンの中にあつた。

(27) この題名は本文の内容にそぐわない。

## 第六章 ツァーリ陛下のすべての質問について 教会会議の回答

神により王冠を戴きキリストを愛するツァーリ、全ルーシの君主にして大公、専制君主たるイワン・ワシーリエヴィチ陛下の聴聞に達したところによると、聖なる教会の多くが神の規定に反して、定められた時間に鐘を鳴らさず聖歌を歌わず、また多くの教会儀式が聖なる規則や規定に完全に則っては執り行なわれていない。神を愛するツァーリ陛下はこのようないさまを耳にして憂慮されただけでなく、聖霊に身を焦がされ、神の規定や聖なる規則に完全に則って執り行なわれていないさまがまな教会儀式を速やかに書き留めるよう命じられた。そしてこれを教会会議の場において自らの師父にして全ルーシの府主教たるマカリーイに渡され、これらすべての教会儀式についてよく審議し神の規定や聖なる規則にしたがって指示を作成するよう命ぜられた。府主教は会議の場で敬虔なるツァーリより心からの歓喜をもってこれを受けとり、ツァーリの言葉は高らかに読みあげられた。そしてこれらすべての教会儀式につきよく審議し、神の規則を調べたうえで、聖霊に満たされた会議で全会一致により決定が下された。

今より後は、帝都モスクワおよびロシア帝国の全都市、ロシアのすべての教会にあっては、鐘を鳴らすにも神聖なる聖体礼儀を挙げるにもその他の聖歌を歌うにも、ことごとく聖使徒および聖教父たちの聖伝と神の規定と聖なる規則に則ったしきたりを完全に守り、いささかの変更も加えてはならない。

聖なる教会の愛し子にして信仰篤くキリストを愛し、神により王冠を戴く我が温順なるツァーリ、全ルーシの君

主にして大公、專制君主たるイワン・ワシーリエヴィチ陛下が教会制度を一層堅固にすべく聖靈に感じて示された助言と指示と心からの願望により、我ら、ツァーリの子にしてこの会議に出席したロシア府主教区の大主教および主教たち、すなわち大ノヴゴロドとプスコフの大主教フェオドーシイ、ロストフとヤロスラヴリの大主教ニカンドル、スーズダリとタルーサの主教トリフォン、スモレンスクとブリャンスクの主教グーリイ、リャザンとムーロムの主教カシアン、トヴェーリリとカシンの主教アカキイ、コロムナとカシラーの主教フェオドーシイ、サライとドン地区の主教サーヴァ、ベルミとヴォログダの主教キプリアンは、もろもろの掌院と典院、さらにすべての教会会議参加者たちとともに、神が我らに委ねられたる権能とツァーリ陛下の助言にしたがって以下のように命ずるものである。

聖職者たる者すべての正教徒は教会の秩序を遵守すること。わけても帝権および教権の權威と位階を守り、さらに司牧者たちが自らの温順なる魂を守るために、教会においては聖なる神の規則に反することは何事といえどもこれをなさず、また我らの怠慢によって違反が見過ごされることのないようにすること。またかかる教会の秩序を保つためツァーリの命令および主教たちの祝福にもとづいて、帝都モスクワおよびロシア帝国の府主教区のすべての都市において経験に富み善良で品行方正な司祭たちの中から長司祭プロトポプを選任すること。帝都モスクワにはツァーリの命令により七人の長老司祭スタリロスタと七つの本山教会を置き、また彼らを補佐する十人長デシヤキイを経験に富み善良で品行方正な司祭たちの中から選ぶこととする。同様にすべての都市にそれぞれにふさわしい数の長老司祭と十人長とを置くこと。また全土の大村、郷村、郷ごとに司祭たちの中に十人長司祭を立てること。そして帝都モスクワおよびロシア帝国のすべての都市の長老司祭と十人長司祭は、府主教管区、大主教区、主教区のいづれにあるものであれ、各自が自らの管内のすべての聖なる教会の司祭と輔祭を日々監督し、彼らのもとにあるすべての教会が神の規則を守り、我らが大いなる正教の規定と聖伝にしたがって鐘を鳴らし、何ごとも聖なる規則と教会の規定に則り、完全に、かつ秩序正しく行なわ

れるように配慮せねばならない。司祭や輔祭が聖なる教会にあって常に大いなる熱意をもって主たる神といと清き聖母と天軍とすべての聖者たちに祈りを捧げ、恭順と大いなる節制をもって日々の早課を勤め、日曜日と祭日と平日の奉事を規則通りに勤めること、また彼らが聖なる書物、すなわち釈義福音書や金口ヨハネ説教集、もろもろの聖者伝や簡略聖者伝その他心の糧となる書物を読んですべてのキリスト教徒の心を裨益し教え諭して真の悔い改めと善行へと導かせること。これらはいずれも長老司祭と十人長司祭の務めである。また敬虔の念と神への畏れとをもって早課を終えた後には、高貴にしてキリストを愛し神により王冠を戴くツァーリにして大公、全ルーシの専制君主たるイワン・ワシーリエヴィチ陛下ならびに信仰篤くキリストを愛する皇后にして大公妃たるアナスタシア陛下の末長き健康と魂の救済のための特別祈禱をそのたびに行なわせねばならない。主たる神が両陛下に長寿と帝国の後継者たる御子息をお与えになり、またツァーリ陛下に仇をなす者、敵対するすべての者に対し、陛下の右手により懲らしめを与えさせ給い、もって世々代々とこしえに続く帝国の安泰を固めさせ給わんがためである。同様に、陛下の弟君にして信仰篤きゲオルギイ公とその公妃のため、また敬虔なるすべての公や貴族たちのため、キリストを愛するツァーリの軍隊を助け強化するため、国土の安泰と秩序維持のため、すべての正教徒の平安と健康と魂の救済のためにも祈らしめねばならない。同じく可能な限り、ふさわしい場所で毎日、時課と聖体礼儀を勤め、教会規則の定める正しい時刻に鐘を鳴らさせるようにせねばならない。

(未完)